

議案第 65 号

令和 3 年 7 月 1 日提出

松山市長 野志克仁

監査委員の選任に関し同意を求めるについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
大宿 有三	松山市北土居二丁目

(提案理由)

識見を有する者のうちから選任された監査委員原田光雄氏は、令和 3 年 7 月 4 日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

地方自治法（抄）

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

議案第 66 号

令和 3 年 7 月 1 日提出

松山市長 野 志 克 仁

公平委員会委員の選任に関し同意を求めるについて

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
檜林 建司	松山市北持田町

(提案理由)

公平委員会委員のうち檜林建司氏は、令和 3 年 8 月 3 日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方公務員法（抄）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第 9 条の 2

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

議案第 67 号

令和 3 年 7 月 1 日提出

松山市長 野 志 克 仁

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めるについて

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
野間 沙織	松山市南白水三丁目

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員のうち野間沙織氏は、令和 3 年 10 月 5 日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方税法（抄）

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 423 条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

議案第68号

令和3年7月1日提出

松山市長 野志克仁

固定資産評価員の選任に関し同意を求めるについて

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
白方 仁	松山市久万ノ台

(提案理由)

固定資産評価員宮本直樹氏から、令和3年7月1日付けをもって辞任したい旨申し出があったので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

地方税法（抄）

(固定資産評価員の設置)

第404条

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。